

山口県土木工事共通仕様書新旧対照表

新（令和3年10月（令和5年4月一部改訂））	旧（令和3年10月（令和5年1月訂正））
<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-19 建設副産物 8. 建設発生土 受注者は、建設発生土について、設計図書に<u>基づき民間残土処理場へ搬出する</u>場合は、「残土処理場に関する届」及び関係図面等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第14節 法面工（共通） 2-14-2 植生工 19. 切土法面緑化工事の植生の被覆率とその保証 植生の被覆率は「<u>道路土工一切土工・斜面安定工指針8-3-7成績の判定</u>」（日本道路協会、平成21年6月）等によることとし、引渡し後1年以内に枯死、形姿不良となった場合は同種同等品以上のものを受注者の負担で再施工することとする。 ただし、次の場合はこの限りではない。 1) 病虫害・鳥獣害が発生した場合 2) 異常天然現象、災害、土壌酸度の進行等不測の事態が発生した場合</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-19 建設副産物 8. 建設発生土 受注者は、建設発生土について、設計図書に<u>において任意処分とされている場合、または発注者との協議により指定処分から任意処分に変更した</u>場合は、「残土処理場に関する届」及び関係図面等を監督職員に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第14節 法面工（共通） 2-14-2 植生工 19. 切土法面緑化工事の植生の被覆率とその保証 植生の被覆率は<u>工事引取1年後での被覆率を100%</u>とし、引渡後1年以内に枯死、形姿不良となった場合は同種同等品以上のものを受注者の負担で再施工することとする。 ただし、次の場合はこの限りではない。 1) 病虫害・鳥獣害が発生した場合 2) 異常天然現象、災害、土壌酸度の進行等不測の事態が発生した場合</p> <p><u>20. 切土法面緑化工事の施工計画書</u> 受注者は、<u>施工面積 1000 m²以上の切土法面緑化工事を行う場合は、第1編1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて、以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。</u> <u>(1) 展開図（工法区分、植生可能区域と不可能区域等を示すこと）</u> <u>(2) 発芽期待本数及びこれに係る算出根拠</u> <u>(3) 施工管理方法及び検査基準</u></p>

山口県土木工事共通仕様書新旧対照表

20. 種子の選定

21. 植生状況報告書

受注者は、施工面積 1000 m²以上の切土法面緑化工事を行う場合は、契約不適合責任期間中（工事引渡し後 2 年間）の植生の生育状況を植生状況報告書により 発注者へ 報告すること。報告書には生育状況が判別できる写真を添付するとともに、説明欄に発芽の状況、成長の度合い、被覆率、衰退の程度等を記入すること。提出時期は毎年 7 月末日までを原則とする。

第 11 編 下水道編

第 1 章 管路

第 3 節 管きょ工（開削）

1-3-3 管路土工

（発生土処理）

18. 受注者は、掘削発生土の運搬にあたり、運搬車に土砂のこぼれ飛散を防止する装備（シート被覆等）を施すとともに、積載量を超過してはならない。
19. 受注者は、発生土について、原則、再利用を図るものとする。また、発生土処分にあたり、指定した場所 に 運搬、処分する。

21. 種子の選定

22. 工事実績報告書並びに植生状況報告書

受注者は、施工面積 1000 m²以上の切土法面緑化工事を行う場合は、以下の方法により発注者に工事の目的を達成したことを報告しなければならない。

（1）施工実績報告書の提出

工事完了後の植生の生育状況を施工実績報告書により報告すること。報告書提出時期は原則として工事完了後 1 ヶ月以内とする。

（2）植生状況報告書の提出

契約不適合責任期間中（工事引渡し後 2 年間）の植生の生育状況を植生状況報告書により報告すること。報告書には生育状況が判別できる写真を添付するとともに、説明欄に発芽の状況、成長の度合い、被覆率、衰退の程度等を記入すること。提出時期は毎年 7 月末日までを原則とする。

第 11 編 下水道編

第 1 章 管路

第 3 節 管きょ工（開削）

1-3-3 管路土工

（発生土処理）

18. 受注者は、掘削発生土の運搬にあたり、運搬車に土砂のこぼれ飛散を防止する装備（シート被覆等）を施すとともに、積載量を超過してはならない。
19. 受注者は、発生土について、原則、再利用を図るものとする。また、発生土処分にあたり、特に処分場所を指定した場合は、その指定した場所の提示に従い 運搬、処分する。特に指定のない場合は、処分場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。

山口県土木工事共通仕様書新旧対照表

第4節 管きょ工（小口径推進）

1-4-3 小口径推進工

（発生土処理）

31. 受注者は、発生土について、原則、再利用を図るものとする。また、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）処分にあたり、指定した場所に運搬、処分する。なお、泥土（建設汚泥）については、極力、再生利用を図るものとする。

第6節 管きょ工（シールド）

1-6-3 一次覆工

（発生土処理）

30. 受注者は、坑内より流体輸送された掘削土砂の処理にあたっては、土砂分離を行い、ダンプトラックで搬出可能な状態にするとともに、周辺及び路上等に散乱しないように留意して残土処分を行わなければならない。

31. 受注者は、土砂搬出設備は、土砂の性質、坑内及び坑外の土砂運搬条件に適合し、工事工程を満足するものを設置しなければならない。

32. 受注者は、発生土について、原則、再利用を図るものとする。また、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）処分にあたり、指定した場所に運搬、処分する。なお、泥土（建設汚泥）については、極力、再生利用を図るものとする。

第4節 管きょ工（小口径推進）

1-4-3 小口径推進工

（発生土処理）

31. 受注者は、発生土について、原則、再利用を図るものとする。また、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）処分にあたり、特に処分場所を指定した場合は、その指定した場所の提示に従い運搬、処分する。特に指定のない場合は、処分場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、泥土（建設汚泥）については、極力、再生利用を図るものとする。

第6節 管きょ工（シールド）

1-6-3 一次覆工

（発生土処理）

30. 受注者は、坑内より流体輸送された掘削土砂の処理にあたっては、土砂分離を行い、ダンプトラックで搬出可能な状態にするとともに、周辺及び路上等に散乱しないように留意して残土処分を行わなければならない。

31. 受注者は、土砂搬出設備は、土砂の性質、坑内及び坑外の土砂運搬条件に適合し、工事工程を満足するものを設置しなければならない。

32. 受注者は、発生土について、原則、再利用を図るものとする。また、発生土、泥水及び泥土（建設汚泥）処分にあたり、特に処分場所を指定した場合は、その指定した場所の提示に従い運搬、処分する。特に指定のない場合は、処分場所、運搬方法、運搬経路等の計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。この場合でも、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。なお、泥土（建設汚泥）については、極力、再生利用を図るものとする。